

僧侶手配について

真駒内滝野霊園での納骨・魂入・墓参の読経・礼拝堂での読経など、僧侶の手配はお客様自身で行うことが原則です。

檀家寺（お付き合いのある寺院）に連絡し、直接手配していただきますようお願い申し上げます。

お付き合いのある僧侶がいらっしゃらない方は、タウンページやインターネットでお調べいただく事をお勧めいたします。

原則、真駒内滝野霊園で寺院名・電話番号などをお伝えすることはできません。ご了承ください。



僧侶手配代行について

上記の通り、僧侶の手配はお客様自身で行うことが原則ですが、霊園で手配代行を承ることも可能です。僧侶手配代行を利用される場合、代行料として2,160円を承ります。

◆注意事項◆

※一週間前までのご予約が必要です。

※手配代行料は、当日のお参り前までに管理事務所の窓口もしくは振込にてお支払いください。

※お参り当日のキャンセルは、手配代行料ならびに僧侶のお布施をご負担いただく場合がございます。

※法要会場・礼拝堂の施設をご利用のお客様が、僧侶手配代行を利用される場合、代行料はサービスにて承ります。

※法名・戒名のわかるものをご持参ください。

※お盆・お彼岸は霊園による僧侶の手配代行はいたしません。

※手配可能な宗派

- ・禅宗 ・浄土真宗（東） ・浄土真宗（西） ・日蓮宗
- ・真言宗 ・浄土宗 ・神道

お布施について

葬儀や法事・法要の際に僧侶へ渡す供養料をお布施と言います。

故人のご冥福を祈る気持ちは、なかなか金額に換算できるものではありませんが下記に一般的な金額を一例として記載いたします。

各寺院ごとに考え方がありますので直接、僧侶へご相談したり、ご遺族間でよく話し合っ決めていただく事をお勧めいたします。

- ・墓参のみの読経 7,000円～10,000円
- ・礼拝堂のみの読経 15,000円～20,000円
- ・礼拝堂および墓前の読経 20,000円～30,000円
- ・納骨・魂入の読経 15,000円～30,000円
- ・礼拝堂および納骨・魂入の読経 30,000円～50,000円

仏事にまつわるエトセトラ① 仏花 ～仏さま、故人へ思いをこめて～

お墓やお仏壇にお供えする仏花。「仏前に花一輪の心がけ」と言われるように、心をこめてお供えしていれば、どのようなお花でもよく、特別な決まりはありません。故人が好きだったお花、故人が手入れしていた自宅の庭に咲く季節のお花などを手向けると喜んでもらえるでしょう。

ただ、他家へ贈る際には気を付けたいポイントがあります。「バラ」「あざみ」などトゲがあるお花、あまり香りが強すぎるお花は避けましょう。また、「紫陽花」など毒のあるお花、つるに咲くお花、黒いお花は適していません。

お花をお供えするようになったのは、お釈迦さまが仏さまになる前のある逸話がきっかけでした。お釈迦さまが前世で儒童梵士と呼ばれて修行していたときのこと。燃灯仏という仏さまに会えたので、近くにいた花売りから青蓮華というお花を求めて燃灯仏に捧げ、さらに燃灯仏が歩きやすいように自分の衣や髪の毛を泥道の上に敷いたと伝わっています。燃灯仏は、まだ

修行中だったお釈迦さまに「遠き未来に悟りを開き釈迦仏となるであろう」と預言したそうです。

こうして仏さまに捧げるのが始まりだったので、実際に供えるときには私たちの方向に向けて飾るのが一般的ですね。それは、供養をする人の心も清め、迷いと苦悩をかかえる私たちを救おうとする仏さまの慈悲の心を表しているためです。確かに、手を合わせながら故人やご先祖さまに話しかけるとき、お花の美しさ、香りに癒され、おだやかな気持ちになりますね。

仏花は、できるだけ毎日水をとりかえてみずみずしい状態で飾りたいものです。ただ、そう頻繁に買い替えたり、水をかえるのは大変という場合、最近ではプリザーブドフラワー（特殊な製法で生花のような質感や色合いを長く保つお花）を使う人も増えています。いずれにしても故人やご先祖さま、そして仏さまに敬愛や感謝をこめてお供えしたいですね。

手続きのご案内（ふる里霊廟を除く）

窓口の混雑状況について

- 混雑が予想される日 5～10月の土日祝
- 混雑が予想される時間帯 10～13時

混雑を避けたいお客様へ

事前に郵送で手続きが可能な書類をお送りします。事前手続きのご協力をお願いいたします。



墓所使用許可証について

墓所使用許可証とは、真駒内滝野霊園が発行する『お墓の権利証』です。お墓を建立していただいた時や名義を変更されたお客様に発行しています（墓所のみをお申込みいただいたお客様にも発行しています。※供養墓のお客様には供養墓使用証明証を発行しています）。

納骨や名義変更などの事務手続きには墓所使用許可証を必ずご持参ください（供養墓を除く）。

許可証を紛失した場合は下記の通り、再発行の手続きが必要となります。

- 権利者の印鑑登録証明書
- 実印
- 手数料／2,160円

※墓所使用許可証と永代使用許可証は同一のものです。発行年度によって名称が異なります。



納骨手続きについて

※18区19区供養墓は申込時に納骨手数料を納入済です。

①自宅にあるお骨を滝野霊園に納骨するとき

- 死体火葬許可証
（一般的には火葬場で発行される書類です。通常 骨箱の中に入っています）。
- 墓所使用許可証
- 権利者の本人確認書類の写し
（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）
- 認印
- 手数料／10,800円

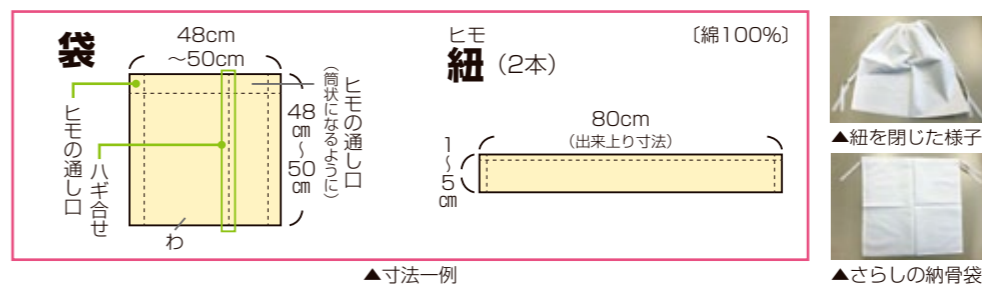
②他の墓地または寺院からお骨を移動してくるとき

- お骨を移動することを『改葬』といいます。お骨が埋蔵・収蔵されている霊園や寺院が発行する『埋蔵等証明書（収蔵証明書）』に当霊園が交付する『受入証明書』をそえて、管轄の市町村役場に提出すると『改葬許可証』が交付されます。
- 札幌市内の場合：札幌市保健所生活環境課
- 改葬許可証
 - 墓所使用許可証
 - 権利者の本人確認書類の写し
（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）
 - 認印
 - 手数料／10,800円

※いずれの場合も、納骨の場合は担当者が納骨の準備や立会いをいたします。骨箱・骨つぼ・白木の位牌は霊園にてお焚き上げいたします。

さらしの袋で納骨する場合

東京など関東地域は骨つぼのまま埋蔵するのが一般的なようですが、関西、東海地区や札幌市近郊においては、骨つぼから遺骨を出して大地に還するのが一般的です。その際に、お骨をさらしの納骨袋に移し替えて、お墓にお納めする方法があります。参考例として、さらし納骨袋の寸法一例を掲載します。さらしでの納骨を希望される場合、納骨予定日までにお客様にてご用意を宜しく願います。



※市販されているさらし布の幅は32cm～34cmが多いようなので、はぎ合わせする必要があります。上記の寸法よりも小さくならないように願います。※さらしの納骨袋に移し替えず、直接『大地に還す』のであれば、上記の用意は必要ありません。※当霊園の売店では、さらしの納骨袋を1枚1,000円で販売しております。

札幌市保健所

住所
札幌市保健所生活環境課：
札幌市中央区大通西19丁目
WEST19 3階
札幌市保健所
電話 011-616-2855

